

公民館の新型コロナウイルス感染拡大予防 ガイドラインについて（R5.5.8 更新）

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が、いわゆる感染法上の第5類へ移行となることから同日以降、「公民館利用前の感染症予防対策チェックシート」の提出を不要といたします。長い間、ご理解とご協力、誠にありがとうございました。

しかし、残念ながら、コロナウイルスは、まだ、なくなりません。

引き続き、安心・安全な活動に向け、「定期的な換気」や「手洗い・手指の消毒」、「対人距離の確保（3密の回避）」など、それぞれの活動内容に応じた感染予防対策について、あらためて各団体・サークルにおいて、確認や話し合いなどをしていただき、有効な対策を実践されるよう、よろしく願いいたします。

なお、マスクの着用については、引き続き個人の判断を基本といたします。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることのないよう、個人の主体的な判断の尊重について、ご配慮をお願いいたします。

※公民館職員については、マスクを着用している場合があります。